

両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

事業の概要

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合(第1種)、男性の育児休業取得率が上昇した場合(第2種)に支給します。

内 容

【対 象】

○第1種

- ①育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- ②育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- ③男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。
(※所定労働日が4日以上含まれていることが必要です。)

<代替要員加算>

男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給額を加算します。

<育児休業等に関する情報公表加算>

自社の育児休業の取得状況(男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数)を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算します。

○第2種

- ①第1種の助成金を受給していること。
- ②育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- ③育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- ④第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率(%)の数値が30ポイント以上上昇していること。
または
第1種の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となったこと。
- ⑤育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2人以上いること。

【支給額】

第1種	20万円
代替要員加算	20万円(代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
育児休業等に関する 情報公表加算	2万円
第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合:60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合:40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した(または連続70%以上)場合:20万円

※令和5年11月時点の内容です。最新情報は厚生労働省HPでご確認ください。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html